

女子差別撤廃条約実施状況

第9回報告

(女子差別撤廃委員会からの事前質問票への回答)

(仮訳)

日本国政府

令和3年9月

はじめに

日本国の男女共同参画社会基本法（以下「基本法」という。）は、「男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。」とし、男女共同参画基本計画を定め、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを規定している。

基本法に基づき、日本国政府は、2020 年 12 月の閣議において、第 5 次男女共同参画基本計画（以下「第 5 次基本計画」という。）を決定した。

第 5 次基本計画は、次のことを明確に定めている。

（１）女子差別撤廃委員会（以下「委員会」という。）や国連女性の地位委員会における意見及び議論を踏まえ、女子差別撤廃条約（以下「本条約」という。）を積極的に遵守し、第 4 回世界女性会議北京宣言及び行動綱領に沿った取組を進めること。

（２）「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の重みを十分に認識し、国内本部機構の機能の充実及び強化を図り、政府が行うあらゆる取組において常にジェンダー平等及びジェンダーの視点を確保し施策に反映していくこと（ジェンダー主流化）。

（３）G 7、G20、APEC 及び OECD といった首脳級及び閣僚級の国際会議における国際合意を確実に実施するとともに、今後とも国際的な議論及び取組に積極的に貢献していくこと。

本報告では、委員会からの事前質問票に対する回答として、第 5 次基本計画の内容を中心に、本報告の対象期間（2014（平成 26）年 9 月から 2021（令和 3）年 6 月まで）における日本国の本条約の実施状況を説明する。

本条約の法的地位及び認知度並びに選択議定書の批准

問 1 本条約の規定の国内法への完全な編入を確保するために講じられた措置につき、情報を提供されたい。

政府、省庁、国会議員及び裁判官に対して本条約及び委員会の一般勧告を周知するために、締約国が実施した研修、能力開発及び啓発プログラムにつき報告されたい。かかる研修の影響評価が行われたか否かについて、示されたい。

本条約の規定が国内裁判で言及された事例を示されたい。第 7 回及び第 8 回合同定期報告に関する委員会の前回の最終見解（CEDAW/C/JPN/CO/7-8、パラ 8、9 及び 50）及び 2018 年の普遍的・定期的レビューの作業部会によって作成された勧告（A/HRC/37/15、パラ 161.11 及び 161.12）に照らし、選択議定書を批准するために行った検討及び批准に対する障害につき、詳述されたい。また、選択議定書の批准のために要する期間に関連し、国会承認に向けた計画及び見通しについても報告されたい。

（答）

1 日本国憲法第 98 条第 2 項は、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」と規定しており、本条約は、国内法としての効力をすでに持っている。

2 本条約及び委員会の一般勧告を内閣府及び外務省のホームページに掲載して周知している。第 7 回及び第 8 回報告に対する委員会の最終見解を衆議院及び参議院に対して情報提供している。裁判官に対しては、司法研修所が、毎年、新しい職務またはポストに就く際の研修の中で、本条約を始めとするジェンダー平等への意識を高める講演を行っているものと承知している。

（特記事項：日本国憲法は、立法、行政及び司法の三権分立を規定している。）

3 女性の再婚禁止期間を定める法令の規定の憲法適合性が争点の 1 つとなった 2015 年 12 月 16 日の最高裁判所大法廷判決において、山浦善樹最高裁判所判事は、その意見の中で、「国連の自由権規約委員会や女子差別撤廃委員会から我が国に対し、再婚禁止期間の制度が国際条約における男女平等や自由に婚姻をすることができる旨の規定に違反するものとされ、1998 年以降、廃止すべきことの要請ないし勧告が繰り返しなされていることも重要な事実である。」旨言及した。夫婦同氏制を定める民法第 750 条の憲法適合性が争点となった 2021 年 6 月 23 日の最高裁判所決定では、同条は合憲であると判断されたが、一部の最高裁判所判事は同条が違憲であるとの意見であり、その根拠として委員会から勧告を受けたこと等に言及するものがあった。

4 本条約選択議定書が定める個人通報制度については、本条約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度と認識している。第5次基本計画は、「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める。」と定めている。

個人通報制度の受入れに当たっては、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無や、同制度を受け入れる場合の実施体制等の検討課題があると認識している。「個人通報制度関係省庁研究会」において、人権諸条約に基づき設置された委員会に対する個人からの通報事例を可能な限り収集し、同委員会の対応について研究を行っている。最近では、2019年4月と2020年8月に同研究会を開催した。

引き続き、各方面から寄せられる意見も踏まえつつ、制度の受入れの是非につき、真剣に検討を進めていく。

女性に対する差別の定義及び法的枠組み

問2 前回の最終見解（パラ 10、11、12 及び 13）に照らして、また、本条約第 1 条及び第 2 条に沿って、国家及び非国家主体による直接的及び間接的差別並びに公的及び私的な差別を含む、女性に対する差別の包括的な定義を導入するために講じた具体的な措置につき情報を提供されたい。

マイノリティ・グループに属する女性及び女兒に対する複合的／交差的な形態の差別を禁じ、彼女たちをハラスメント及び暴力から守る包括的な反差別法につき、情報を提供されたい。締約国におけるマイノリティ・グループに属する女性に対する差別を撤廃するために講じられた措置の影響を監視又は評価する独立の専門家組織の設置の障害につき、詳述されたい。

皇室典範に関し、現在、女性皇族には皇位継承が認められないとする規定が含まれているが、女性が皇位を継承することを可能とするために締約国がとろうとしている手続の詳細を提供されたい。

（答）

- 5 日本国憲法第 14 条は、すべて国民は法の下に平等であって、性別により差別されない旨を規定している。基本法は、「男女共同参画社会の形成は（中略）男女が性別による差別的取扱いを受けないこと（中略）を旨として行わなければならない。」と規定している。「女子に対する差別」を第 1 条で定義している本条約は、国内法としての効力を持っている。雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）は、雇用の分野における男女間の直接差別と間接差別を禁止している。
- 6 第 5 次基本計画は、マイノリティ・グループに属する女性及び女兒の複合的な困難や彼女らに対する暴力について定めている。基本法に基づき設置された関係大臣及びジェンダーに関し優れた識見を有する者から構成される男女共同参画会議が第 5 次基本計画に基づく施策の実施を監視する。
- 7 我が国の皇室制度も諸外国の王室制度も、それぞれの国の歴史や伝統を背景に、国民の支持を得て今日に至っているものであり、皇室典範に定める我が国の皇位継承の在り方は、国家の基本に関わる事項である。女性に対する差別の撤廃を目的とする本条約の趣旨に照らし、委員会が我が国の皇室典範について取り上げることは適当ではない。

問3 本条約第1条及び第2条に基づく締約国の義務に従い、また、あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃とする持続可能な開発目標（SDGs）のターゲット5.1及び指標5.1.1に沿い、本条約が適用される全ての分野における性別に基づく平等及び性別に基づく差別のないことを推進、強化及び監視するために締約国の法律及び政策を調和させるプロセスの完結に向けたタイムラインを具体的に示されたい。

（答）

8 基本法は、男女共同参画社会の形成（男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること。）の促進に関する基本計画を定め、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを規定している。第5次基本計画は、持続可能な開発目標（SDGs）を始めとする我が国が主体的に参画してきたジェンダー平等に係る各種の多国間合意の着実な履行の観点も踏まえ、2025年度末までの具体的な取組と成果目標を定めている。また、その具体的施策については、男女共同参画会議が、第5次基本計画に基づく施策の実施を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べると定めている。

問4 2つの最近採択された法的枠組み、すなわち、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律及び部落差別の解消の推進に関する法律について、ジェンダーの視点が欠け、マイノリティ・グループに属する女性及び女兒に対するヘイトスピーチについての罰則と救済の規定がなく、アイヌの女性及び女兒に対する差別について禁止していないと委員会に報告されている。かかるギャップを是正するために締約国が講じようとしている措置について概説されたい。

前回の委員会勧告（パラ13(a)）に関して、結婚に際して、旧姓を維持することを女性を選択できるようにするための法律の採択に向けてとられた行動につき情報を提供されたい。最近の民法の一部改正により、再婚禁止期間が100日に設定されたことに鑑み、離婚後の再婚に関し、女性に課せられている再婚禁止期間の撤廃のため締約国が講じようとしている措置を詳述されたい。

（答）

9 第5次基本計画は、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、同和問題（部落差別）に関することに加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々に対し、実態の把握に努め、人権教育及び啓発活動の促進や人権侵害の疑いのある事案を認知した場合の調査救済活動の取組を進めることを定めている。本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下、「ヘイトスピーチ解消法」という。）及び部落差別の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、女性及び女兒を被害者とする人権侵害を含む人権問題について、人権啓発活動や相談体制の充実に取り組んでいる。人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、所要の調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

10 民法第750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」旨定めており、夫婦は、その合意により、夫又は妻のいずれかの氏を称することとなるが、希望すれば夫婦のいずれもが結婚前の氏を名乗れる選択的夫婦別氏制度も含め、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、第5次基本計画は、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進めることを定めている。また、ホームページなどでの情報提供を通じて、国民や国会での議論が深まるよう取り組んでいる。

さらに、第5次基本計画は、旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組むことを定めている。

再婚禁止期間は嫡出推定が重複する事態を回避するために必要であると解されている。現在、嫡出推定制度の見直しに向けた検討を行っており、その検討も踏まえ、再婚禁止期間の在り方について検討する必要があると考えている。

国内人権機構

問5 前回の委員会勧告（パラ 15）に沿って、人権を促進し擁護するための国内人権機構の地位に関する原則（パリ原則）に沿った、女性の人権について扱う権限を有する独立の国内人権機構の設置に向けて締約国により講じられた措置について示されたい。2012 年に、人権委員会設置法案が起草され国会に提出されたものの、その後、今日に至るまで進展していないと報告されている。この遅延の原因となった障害を克服するために行われた取組を明らかにされたい。

（答）

- 11 人権救済制度の在り方については、これまでなされてきた議論の状況も踏まえ、適切に検討しているところである。全国 50 か所の法務局、地方法務局及びその支局（合計 311 か所）における職員及び全国約 1 万 4 千人の人権擁護委員が人権相談に応じており、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合、所要の調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

女性の地位向上のための国内本部機構

問6 委員会の前回の最終見解（パラ 16）に沿って、男女共同参画会議及び男女共同参画推進連携会議の権限が規定されたか否か示されたい。内閣府特命担当大臣（男女共同参画）の事務局、男女共同参画会議及び男女共同参画推進連携会議によるジェンダーへの予算付けを含む、ジェンダー主流化のための政策・プログラムの調整を確実にするメカニズムを報告されたい。

本条約の文脈で、第5次基本計画の実施を監視するシステム実現のために割り当てられた人的資源及び財政資源に関するデータ並びに講じられた措置を提供されたい。

（答）

12 男女共同参画会議の権限は、基本法において、次のとおり規定している。

- （1）内閣総理大臣が作成する男女共同参画基本計画の案について意見を述べること。
- （2）基本的な方針や政策、重要事項を調査審議し、内閣総理大臣や関係大臣に対して意見を述べること。
- （3）ジェンダー施策の実施状況を監視するとともに、政府の施策が及ぼす影響を調査し、内閣総理大臣や関係大臣に意見を述べること。

また、男女共同参画推進連携会議の権限は、男女共同参画社会づくりに向けての国民的な取組を推進することであることを、内閣官房長官が定めている。

第5次基本計画は、あらゆる分野においてジェンダーの視点を確保し施策に反映する（ジェンダー主流化）ため、次のことを定めている。

- （1）男女共同参画会議において、第5次基本計画の進捗状況を検証する、集中的に議論すべき課題や新たな課題について調査審議を行う、成果目標の達成状況について、中間年に点検・評価すること。
- （2）男女共同参画会議の意見を踏まえ、毎年6月を目途に重点方針を決定し、予算編成に反映させること（ジェンダー予算）。
- （3）男女共同参画推進連携会議の場を活用し、意見交換や情報共有、市民社会との対話を行うこと。

13 国内本部機構の事務局である内閣府男女共同参画局は、職員が77名であり、2020年度の予算は37億円である。第5次基本計画における施策の実施の監視については、今後、男女共同参画会議が行い、必要に応じ、内閣総理大臣や関係大臣に対して意見を述べる。

暫定的特別措置

問7 第4次男女共同参画基本計画において、事実上の男女共同参画を加速するために設定された数値目標の影響及び結果についての情報を提供されたい。

本条約第4条1及び暫定的特別措置に関する委員会の一般勧告第25号（2004年）に従った法定のクォータ制の採用に向けた取組を報告されたい。

本条約の全ての分野における、マイノリティ・グループに属する女性及び障害のある女性の権利の強化のために講じた措置についても情報提供されたい。

第5次基本計画が設定した、女性の地位向上に特に関連する目標と指標を詳述されたい。

（答）

- 14 第4次男女共同参画基本計画（以下「第4次基本計画」という。）の成果目標の達成状況は、別添資料1のとおり。この資料は、第5次基本計画の審議を行った男女共同参画会議において議論された資料の一つである。
- 15 基本法は、積極的改善措置を含めた男女共同参画社会の形成の促進のための施策の総合的な策定及び実施を国の責務として規定している。第5次基本計画は、政党に対し、2018年に成立した政治分野における男女共同参画推進法の趣旨に沿って、クォータ制を含む積極的改善措置等の自主的な取組の実施を要請することを定めている。
- 16 第5次基本計画は、性的指向及び性自認（性同一性）に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、同和問題（部落差別）に関することに加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々に対し、正しい理解を深め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりに資するよう、人権教育及び啓発を進めることを定めている。
- 17 第5次基本計画の成果目標は、別添資料2のとおり。

固定観念及び有害な慣行

問8 基本法、第4次基本計画及び人権教育プログラムに関して、女性及び女児の性的対象化並びに特に、アイヌ、部落、在日韓国・朝鮮人及び移民女性といった民族的及びマイノリティ・グループに属する女性及び女児に向けられる性差別的な発言に対処するため、これらの法律、計画及びプログラムの効果を評価するデータ、指標又は情報の有無を示されたい。

家父長制的態度や教育、雇用、経済生活、政治生活、公的生活及び家族の責任に反映されている根強い固定観念と闘うために講じられた措置について詳述されたい。これらに関して監視、コンプライアンス、見直し、申立て及び是正のメカニズムを確保するために講じられた措置について情報提供されたい。

(答)

18 マイノリティ・グループに属する女性及び女児を含め、女性及び女児に対する差別は許されないとの観点から人権啓発活動や相談体制の充実に取り組んでいる。法務省が2019年に受け付けた人権相談のうち、女性を被害者とする差別待遇に関するものは391件、女性を被害者とする強制又は強要に関するものは5,677件であった。

19 第5次基本計画は、人権に配慮し、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消及び固定観念を打破するとともに、無意識の思い込みによる悪影響が生じないように、男女双方の意識改革と理解の促進を図ることを定めている。第5次基本計画における施策の実施の監視については、パラ12及びパラ13を参照。また、男女雇用機会均等法により、労働者の募集・採用、配属及び昇進等における性別を理由とする差別を禁止しており、雇用における固定的な性別役割分担意識を払拭すべく、具体的な事例を示して周知啓発している。

女性に対するジェンダーに基づく暴力

問9 本条約の規定及び委員会の一般勧告第19号が改訂された女性に対する暴力に関する一般勧告第35号（2017年）が示した指針に沿い、配偶者等からの暴力、配偶者強姦及び近親相姦の犯罪化の規定を含む、女性に対する暴力対策のために刑法改正に向けて講じられた措置について報告されたい。配偶者強姦に関する法律の詳細、また、当事者間の関係の存在が判決を重くする要因とみなされるか否かを説明されたい。

あらゆる形態の暴力行為に関し、年齢、民族、居住地、移民の地位、国籍に基づいて細分化されたデータを提出し、もしあれば被害者と加害者の関係性を示されたい。捜査事例及び訴追され、有罪とされ、処罰された加害者の数に関するデータを提供されたい。

暴力の被害者のためのシェルター及び支援施設に関するデータを提供されたい。

かかる事例の保護命令の適用に関する詳細を示されたい。

女性及び女兒に対する性的暴行を助長するポルノ製品の禁止のために講じられた措置を示されたい。

（答）

20 2017年7月13日に刑法の一部を改正する法律を施行し、18歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為又は性交、肛門性交若しくは口腔性交をした場合、暴行・脅迫がなくとも強制わいせつ罪又は強制性交等罪と同様に処罰するという「監護者わいせつ罪」及び「監護者性交等罪」を新設した。

同法律の施行により、強姦罪の対象となる行為を性交、肛門性交又は口腔性交に改め、被害者の性別を問わないこととし、その罪名を「強制性交等罪」としたほか、強制性交等罪等の性犯罪について、被害者の告訴なく起訴し得ることとした。また、強制性交等罪について、法定刑の下限を懲役3年から5年に引き上げた（配偶者間の強姦については、強制性交等罪が成立し得る。）。

女性及び女兒に対する暴力は、殺人罪、傷害罪、暴行罪、強制性交等罪及び強制わいせつ罪等による刑事処罰の対象とされており、事案に応じて適切な処分が行われている。

量刑は裁判所が判断するところ、当事者間の関係の存在が判決を重くする要因と判断される場合はある。

21 警察では、被害者等の生命及び身体の安全の確保を最優先に、刑罰法令等に抵触する場合には、検挙その他の適切な措置を講じるなどしている。警察における配偶者からの暴力事案及びストーカー事案への対応状況については、別添資料3のとおり。警察における殺人、強制性交等、暴行、傷害、強制わいせつの認知及び検挙状況については、別添資料4のとおり。

- 22 暴力の被害者のためのシェルター及び支援施設に関するデータは次のとおり。
- (1) 婦人相談所一時保護所：47 か所（2019 年 4 月 1 日現在）、一時保護件数：女性：4,052 人、同伴家族：3,536 人（2018 年度）
 - (2) 婦人保護施設：47 か所（2019 年 4 月 1 日現在）、保護件数：女性：754 人、同伴家族：359 人（2018 年度）
 - (3) 各都道府県及び政令指定都市が把握している民間シェルターを運営している団体数：全国で 124（2020 年 11 月 1 日現在）
- 23 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく裁判所による保護命令の発令状況は、別添資料 5 のとおり。
- 24 刑法は、わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物の頒布、公然陳列や有償頒布目的での所持等を処罰している。また、児童ポルノについては、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律が、その製造、提供、公然陳列及び所持等を処罰している。刑事事件として取り上げるべきものについては、刑事法令を適用して適切に対処している。第 5 次基本計画は、法令に基づいた厳正な取締り、業界による自主規制などの流通防止対策の推進を定めている。刑事事件として取り上げるべきものは、適切に対処している。インターネット上に流通する女性及び女児のわいせつ図画を、サイバーパトロールを通じて早期に把握し検挙措置を講じている。

問 10 優生保護法に関する前回の最終見解（パラ 25）に沿って、女性の強制不妊手術という形での過去の暴行に関し、詳細な情報を提出されたい。強制不妊手術の全ての被害者に対する補償とリハビリテーションの措置を伴う具体的な措置について報告されたい。

（答）

25 旧優生保護法下における不妊手術について、以下の情報を厚生労働省のホームページで公表している。

（１）都道府県、保健所設置市及び特別区における、関連資料の保管状況（2018 年 9 月）。

（２）医療機関・福祉施設や保健所設置市以外の市町村における優生手術に関する個人記録の保有状況（2018 年 10 月）。

2019 年に施行された旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（旧優生保護法一時金支給法）に基づき、旧優生保護法に基づく手術を受けた者に対し、320 万円の一時金を支給している。支給件数は 908 件である（2021 年 5 月末現在）。

特定の疾病や障害を有すること等を理由として生殖を不能にする手術又は放射線の照射を強いられるような事態を二度と繰り返すことのないよう、2020 年 6 月から、国会が、旧優生保護法に基づく優生手術の調査を行っている。

問 11 体罰が学校や家で蔓延し、広く認められ、あらゆる環境下における体罰が法的枠組みで明示的に禁止されていないと委員会に報告されている。児童の権利委員会が報告期間中に発出した勧告（CRC/C/JPN/CO/4-5、パラ 26）に鑑み、女性及び女兒に対する暴力撲滅のための総合的取組を支えるため、子どもに対する体罰を禁じ撲滅するために講じられた措置につき、情報を提供されたい。

（答）

26 児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）は、2019 年の改正により、児童の親権を行う者は児童のしつけに際して体罰を加えてはならない旨を規定している。また、教職員による児童生徒への体罰は、学校教育法により禁止されている。さらに、民法の懲戒権の在り方について検討を行っている。

このほか、リーフレットやインターネット広告の作成などにより、体罰によらない子育ての推進のための周知啓発を行っている。

学校現場における体罰根絶に向けて、体罰の実態調査を実施している。懲戒と体罰の区別及び体罰防止に関する取組について、教育委員会に対する指導を行っている。

人権相談所や専用相談電話である「子どもの人権 110 番」及び「インターネット人権相談受付窓口」を設けている。「子どもの人権 SOS ミニレター」を全国の小学校及び中学校の児童及び生徒に配布するなど、子どもたちがより相談しやすい体制を整備している。人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、所要の調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

人身取引及び売買春による搾取

問 12 人身取引対策行動計画の下で達成した結果に関する情報を提供されたい。被害者認知プログラムを含む人身取引被害者のためのサポート及び支援プログラムについて、性別、年齢及び国籍によって細分化された最新情報を、加害者に対する訴追、有罪判決及び刑罰に関する情報と共に提供されたい。女性及び女兒の人身取引を防止し、被害者を保護し、加害者の訴追を円滑にすることを目的として、二国間、地域及び国際協力を改善するために講じられた措置の詳細を示されたい。

技能実習制度における適正化の実施状況についても報告されたい。

(答)

27 「人身取引対策行動計画 2014」に基づき、関係機関との協力体制を一層強化して、人身取引の撲滅及び被害者の適切な保護に取り組んでいる。風俗店への積極的な立入り、警察への被害申告を多言語で呼び掛けるリーフレットの作成及び配布、並びに、匿名通報ダイヤルの運用を行っている。また、啓発用ポスターやリーフレットにより広報及び啓発活動を実施している。さらに、人身取引被害者の立場に十分配慮し、被害者保護の観点から、被害者が不法残留の出入国管理及び難民認定法違反の状態にある場合には在留特別許可を与えるなど、被害者の法的地位の安定化を図っている。2019 年 4 月から 2020 年 3 月までに人身取引と認知した事案の処分状況は、起訴された者が 32 人、証拠上の問題により不起訴処分となった者が 7 人である。この起訴された者 32 人のうち、30 人は有罪が確定し、2 人は公判係属中である。有罪が確定した者の裁判結果は別添資料 6 のとおり。

2017 年 7 月、国際組織犯罪防止条約と国際組織犯罪防止条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書を締結した。同条約の締結国及び地域との間において、中央当局ルートによる迅速な捜査共助を実施することが可能となっている。国際刑事警察機構（ICPO）を通じて、人身取引被害者の送出国の捜査機関との間で情報交換を行っている。また、毎年、「人身取引事犯に係るコンタクトポイント連絡会議」を開催し、在京大使館、関係省庁、都道府県、NGO、国際移住機関（IOM）と意見交換及び情報交換を行っている。国連機関（国連薬物犯罪事務所（UNODC）、国連女性機関（UN Women）、IOM）及び関係基金（JAIF2.0）への拠出や国際協力機構（JICA）による事業を通じて、主にアジア地域諸国における人身取引防止と被害者保護の強化のための支援を積極的に実施している。さらに、2005 年から毎年継続して IOM 日本事務所との連携（拠出も含む。）を通じて、日本国内で認知された外国人人身取引被害者の自主的な帰国と社会復帰を支援している。2018 年 3 月にフィリピンで開催

された「人身取引関連事案に関する国際合同捜査・オペレーション向上のための ASEAN+3 法執行機関による机上訓練」に検察官を出席させ、法的・実務的な課題・解決策についての相互理解を深めた。

- 28 技能実習生を対象に電話やメールにより 8 言語での申告・相談に応じる母国語相談窓口を外国人技能実習機構に設置し、相談者に必要な助言を行っている。外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法令）違反の疑いがある事案については、監理団体や実習実施者に対する実地検査を行い、法令違反が認められた場合には必要な指導を実施している。2019 年度は、監理団体及び実習実施者の合計約 18,000 件の実地検査を行い、そのうち、約 6,200 件に対して、技能実習法違反（帳簿書類の作成・備付けの不備、実習内容等の計画との相違、報酬等の支払いの不適切事例など）が認められたため、指導を行っている。

「慰安婦」

問 13 「慰安婦」への侵害に対する国家の責任という差し迫った未解決の問題については、被害者の真実、正義、及び完全かつ効果的な補償と賠償を伴う救済のための権利を認識するために講じられた措置を含む、前回の勧告（パラ 29）に関する情報を提供されたい。また、指導者や公職にある者が、被害者に精神的外傷を与え得るような中傷発言を控えるようにするために講じられた措置を示されたい。

（答）

29 本条約は、我が国が本条約を締結（1985 年）する以前に生じた問題に対して遡って適用されないため、慰安婦問題を本条約の実施状況の報告において取り上げることは適切でないというのが我が国の基本的な考えである。その上で、事前質問事項の中で慰安婦問題について言及されている点に関し、あえて、貴委員会への参考として、我が国の取組について述べることにする。

（1）慰安婦問題については、日本政府はこれまで誠実に対応してきている。

（2）先の大戦に関わる賠償並びに財産及び請求権の問題について、日本政府は、米国、英国、フランス等 45 か国との間で締結したサンフランシスコ平和条約及びその他二国間の条約等に従って誠実に対応してきており、これらの条約等の当事国との間では、個人の請求権の問題も含めて、法的に解決済みである。

（3）その上で、日本政府は、元慰安婦の方々の名誉回復と救済措置を積極的に講じてきた。

1995 年には、日本国民と日本政府の協力の下、元慰安婦の方々に対する償いや救済事業等を行うことを目的として、財団法人「女性のためのアジア平和国民基金」（略称：「アジア女性基金」）が設立された。アジア女性基金には、日本政府が約 48 億円を拠出し、また、日本人一般市民から約 6 億円の募金が寄せられた。日本政府は、元慰安婦の方々の現実的な救済を図るため、元慰安婦の方々への「償い金」や医療・福祉支援事業の支給等を行うアジア女性基金の事業に対し、最大限の協力を行ってきた。アジア女性基金の事業では、元慰安婦の方々 285 人（フィリピン 211 人、韓国 61 人、台湾 13 人）に対し、国民の募金を原資とする「償い金」（一人当たり 200 万円）が支払われた。また、アジア女性基金は、これらの国・地域において、日本政府からの拠出金を原資とする医療・福祉支援事業として一人当たり 300 万円（韓国・台湾）、120 万円（フィリピン）を支給した（合計金額は、一人当

たり 500 万円（韓国・台湾）、320 万円（フィリピン）。さらに、アジア女性基金は、日本政府からの拠出金を原資として、インドネシアにおいて、高齢者用の福祉施設を整備する事業を支援し、また、オランダにおいて、元慰安婦の方々の生活状況の改善を支援する事業を支援した。

- （４）個々の慰安婦の方々に対して「償い金」及び医療・福祉支援が提供された際、その当時の内閣総理大臣（橋本龍太郎内閣総理大臣、小渕恵三内閣総理大臣、森喜朗内閣総理大臣及び小泉純一郎内閣総理大臣）は、自筆の署名を付したおわびと反省を表明した手紙をそれぞれ元慰安婦の方々に直接送った。
- （５）特に、日韓間の関係においては、上述のとおり慰安婦問題を含め、両国間の財産・請求権の問題は、1965 年の日韓請求権協定で完全かつ最終的に解決済みであり、さらに、日韓両政府は、多大なる外交努力の末に、2015 年 12 月の日韓外相会談における合意によって、慰安婦問題の「最終的かつ不可逆的な解決」を確認した。また、日韓両首脳間においても、この合意を両首脳が責任を持って実施すること、また、今後、様々な問題に対し、この合意の精神に基づき対応することを確認した。この合意については、潘基文国連事務総長（当時）を始め、米国政府を含む国際社会も歓迎している。この合意に基づき、2016 年 8 月、日本政府は韓国政府が設立した「和解・癒やし財団」に対し、10 億円の支出を行った。「和解・癒やし財団」は、これまで、合意時点で御存命の方々 47 人のうち 35 人に対し、また、お亡くなりになっていた方々 199 人のうち 64 人の御遺族に対し、資金を支給しており、多くの元慰安婦の方々の評価を得ている。このように、日本は日韓合意の下で約束した措置を全て実施してきている。韓国政府もこの合意が両国政府の公式合意と認めているものであり、国際社会が韓国側による合意の実施を注視している状況である。
- （６）2015 年の内閣総理大臣談話に述べられているとおり、21 世紀こそ女性の人権が傷つけられることのない世紀とするため、リードしていく決意であり、国連女性機関、紛争下の性的暴力担当国際連合事務総長特別代表事務所、紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金等が実施する各種事業に拠出・支援し、今まさに傷ついている紛争下の性的暴力の被害者の救済や、かかる暴力の防止のための啓発活動等を積極的に行っている。
- （７）第 7 回及び第 8 回報告に対する委員会の最終見解で記載があった教科書に関し、我が国で

は教科書は民間の著作物であり、学習指導要領に基づき、具体的にどのような歴史問題について取り上げ、どのように記述するかについては、教科書発行者の判断に委ねられている。

政治的及び公的活動への参画

問 14 「第 4 次男女共同参画基本計画（「第 4 次基本計画」）」において設定された、指導的地位に女性が占める割合を 30%とするとの目標が達成できておらず、政治的及び公的活動、特に管理職への女性の代表が不足していると委員会に報告されている。前回の委員会の最終見解（パラ 18、19、30 及び 31）に沿って、政党に関する法律の内容の変更点や、立法、行政及び司法分野における女性の参画の最新の統計について、情報を提供されたい。

また、当該法律に不遵守の際の罰則や実施を確保するためのメカニズムが含まれているかどうか、示されたい。当該法律が直近の選挙で適用された場合は、その結果についてのデータを提供されたい。

締約国において、意思決定に女性が参画することの重要性や女性活躍の必要性について、意識啓発のためのキャンペーンや取組を行ってきたかどうか示されたい。第 5 次基本計画に沿って、指導的地位に就く女性を増加させるための、男女の参画に関する目標と戦略に関する情報を提供されたい。

（答）

30 男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことを定めた政治分野における男女共同参画の推進に関する法律を 2021 年に改正したことにより、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産等に関するハラスメント防止のための研修、並びに、相談体制の整備等の規定を追加した。立法、行政及び司法分野における女性の参画の最新の統計は、別添資料 7 のとおり。

31 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律には罰則規定を設けていない。2019 年 7 月に実施された参議院議員選挙における候補者に占める女性の割合は 28.1%であり、前回の 24.7%から 3.4 ポイント上昇した。

32 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律に基づき、政党の取組状況を公表し、クオータ制に関する諸外国の取組を調査研究し、情報提供を行っている。

政府、地方公共団体及び民間企業における女性活躍について、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく目標設定や情報公表などの積極的改善措置を促進している。女性活躍推進法の内容について、企業向けの相談会及び説明会、並びに、個別企業訪問などの周知及び啓発を行っている。企業経営者や地方公共団体の長に対して「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」（2021 年 4 月 30 日現在で 257 名の企業経営者及び地方公共団体の長が参加。）への参加を求め、女性人材の発掘、能力開発、登用、意識変革及び働き方改革を促し、かつ、情報発信を行っている。

33 第5次基本計画の概要と成果目標については、別添資料8のとおり。

国籍

問 15 婚外子による国籍の取得に関して問題に直面する女性がとれる法的手段を確保するために締約国が講じようとしている措置について、情報提供されたい。また、二重国籍禁止や国籍法への抵触により無国籍になるかもしれない女性及び女兒が国籍を取得するために、締約国が講じようとしているセーフガード措置について詳述されたい。

(答)

34 国籍法は、次のとおり規定している。

- (1) 日本人母から生まれた婚外子は、出生と同時に日本国籍を取得する。
- (2) 外国人母から生まれた婚外子で日本人男から認知された子は、未成年の間に届出をすることによって日本国籍を取得することができる。
- (3) 日本で出生したものの、父母が不明又は無国籍である者は、出生と同時に日本国籍を取得する。

なお、無国籍者に対しては、一定の条件の下で帰化条件を緩和している。

教育

問 16 科学、技術、情報通信技術、工学、数学、医学及び社会科学といった伝統的に男性が占めてきた学問分野を含む高等教育への入学及び修了における女性割合を向上させるための暫定的特別措置を含む具体的措置についての情報を提供されたい。

統計上、名門大学における男女のバランスは偏っており、大学入学試験における不公平な慣習が、かかる分野、特に医学分野において女性志願者が選抜される妨げとなっているという。これについて説明されたい。

また、委員会の前回の勧告（パラ 33 (b)）に沿って、教育分野の上位の管理職や意思決定を行う地位への女性の参画を改善するために、また、女性教授の数を増やすために講じられた措置について、最新データを提供し、詳述されたい。

(答)

35 第5次基本計画は、女子中高生、保護者及び教員における科学技術系の進路への興味関心や理解を向上させるための取組により、女性の理工系進路選択を促進することを定めている。産官学からなる支援体制づくりを進め、情報提供やロールモデルの提示、出前授業、シンポジウム及び調査研究を進めている。

36 医学部医学科入試において、性別による一律の取扱いの差を設けていた例が見られたことから、不適切な事案であると指摘した。また、全ての大学の全ての学部学科の入学選抜における共通ルールである「大学入学選抜実施要項」を改訂し、性別等の属性を理由として一律に取扱いの差異を設けるといったような公正性を欠く不適切な合否判定を行わないことを明記した。この共通ルールを踏まえ、各大学において入学選抜の点検や改善が行われている。第5次基本計画は、各大学への周知徹底を図るとともに、とりわけ医学部医学科入学選抜に係る入試情報について、男女別の合格率の積極的開示を各大学に促すことを定めている。

37 第5次基本計画は、教育委員会及び学校において、女性の能力発揮が組織の活性化に不可欠であること、また、管理職の性別構成が児童生徒の意識に影響を与えうることを踏まえ、教育長、教育委員、校長及び教頭など意思決定過程への女性の登用を推進することを定めている。初等中等教育機関については、教育委員会に対して女性管理職の積極的登用の促進を依頼している。大学については、自主的な目標設定の促進及び女性活躍の取組への支援を行っている。最新データは、別添資料9のとおり。

問 17 委員会に寄せられた情報によると、アイヌ及び部落の女兒は、奨学金へのアクセスに困難を抱えており、在日韓国・朝鮮学校の生徒は、政府の高校授業料免除プログラム及び公的奨学金プログラムから除外されているという。地方自治体が、在日韓国・朝鮮学校への補助金を削減していると報道されている。これについて説明されたい。

締約国は、教育機関における、いじめやマイノリティ・グループの女性及び女兒を対象とした人種差別的感情的表現を含む女性及び女兒への暴力を防止し、処罰し、根絶するためにどのように考えているか、詳細を提供されたい。

また、障害のある女兒の教育へのアクセスに当たって直面する障壁について報告されたい。

学校のカリキュラムに、責任ある性行動を含む、性と生殖の健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス・ライツ）に関する年齢に適した必須教育を含めるために講じられた措置についての情報を提供されたい。

学校教育制度を通じて、ジェンダーに基づく固定観念に対抗するための意識の啓発のために、締約国により行われた取組につき報告されたい。

（答）

38 アイヌ子弟に対する奨学金は、性別を区別することなく広く給付・貸与している。

日本学生支援機構による奨学金は、法令上、大学、高等専門学校及び専門学校が対象となっており、朝鮮学校は法令上これらに該当しない。この奨学金は、国籍要件を設けているが、在日韓国人の学生の中で要件に合致する者であれば（例えば特別永住者）対象となる。

高等学校等修学支援金制度は、日本国内に在住していれば、国籍を問わずに支援対象としている。朝鮮学校が対象となっていない理由は、法令上で定める審査基準に適合すると認めるに至らなかったためである。

地方公共団体が朝鮮学校へ補助金を支給するに当たっては、それぞれの判断と責任により、その適正かつ透明性のある執行の確保等に留意しつつ執行されているものと認識している。

39 都道府県教育委員会の人権教育担当者等を集めた会議において、ヘイトスピーチ解消法の趣旨や不当な差別的言動を解消するための教育活動について説明している。「子どもの人権 SOS ミニレター」を全国の小学校及び中学校の児童及び生徒に配布して子どもたちがより相談しやすい体制を整備している。人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、事案に応じた適切な措置を講じている。女性及び女兒に対する暴力は、事案に応じて適切な刑事処分が行われている。また、子供たちが生命を大切に、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、または傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」を推進するため、発達段階に応じた教材等を作成し、保護者への周知を含め、推進している。

40 障害のある子供が教育を受けるに当たっては、個々の障害の特性に応じた特別な支援が必要となる。障害のある女兒を含む子供に対して、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を行っている。障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、連続性のある多様な学びの場の整備を行っている。

41 小学校、中学校及び高等学校の学習指導要領は、性と生殖の健康と権利に関する内容を指導内容として位置づけている。学校における性に関する指導は、学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるようにすることを目的に、体育科、保健体育科及び特別活動などの学校教育活動全体を通じて行われている。

42 第5次基本計画は、教育基本法が掲げる男女の平等を重んずる態度を養うという教育の目標を達成するため、教員の養成、採用及び育成の各段階において男女共同参画の視点を取り入れ、校長を始めとする教職員及び教育委員会における男女共同参画の理解を促進するとともに、学校教育及び社会教育において男女平等の理念を推進する教育及び学習の一層の充実を図ることを定めている。

初等中等教育段階については、児童生徒の発達の段階に応じ、学校教育全体を通じて、人権の尊重、男女の平等、男女相互の理解及び協力の重要性、並びに、家族や家庭生活の大切さについての指導を行っている。また、教員の男女共同参画意識の啓発のためのプログラム開発を実施している。高等教育段階においては、各大学において、男女共同参画の視点を踏まえた教職員研修及びキャリア教育を行っている。

雇用

問 18 労働市場における根強い男女間の水平的・垂直的職務分離と、男女間の賃金格差に対処する、2015 年の女性活躍推進法や、労働基準法及びその他の関連法の下での具体的な取組につき示されたい。

同一価値労働に対する同一賃金原則の実施の現状につき報告されたい。

前回の委員会の勧告（パラ 35（c）及び（d））に沿って、職場におけるセクシュアルハラスメントを禁止し、かかるハラスメントを抑止するための適切な制裁を科すために、また、妊娠や母親であることを理由とするものを含む雇用における差別があった場合の司法へのアクセスを確保する法的枠組みの採用のために行われた取組について説明されたい。

職場におけるセクシュアルハラスメント事例と、そのようなセクシュアルハラスメントやその他の差別に対する事例の調査を含む結果について、報告しデータを提供されたい。行われた検査の種類と数について、また労働監督官が遭遇する困難についての詳細について提供されたい。

（答）

43 第 5 次基本計画は、性別を理由とする差別的取扱い及び男女間の賃金格差の解消に取り組むことを定めている。また、職場における女性の参画拡大及び能力発揮のための支援を定めている。

女性活躍推進法は、事業主に対し、女性活躍に関する行動計画の策定及び情報公表を行うことを義務付けている。

また、労働基準法第 4 条は、労働者が女性であることを理由とする賃金の差別的な取扱いを禁止している。

さらに、2020 年 4 月より順次施行されている短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム・有期雇用労働法）及び改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の円滑な施行に取り組み、同一企業内における正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消を図っている。

44 第 5 次基本計画は、同一価値労働同一賃金に向けた取組などを通じて女性の経済的自立を図ることの重要性を明記している。

また、労働者が女性であることを理由とする賃金の差別的な取扱いについては、パラ 43 のとおり、労働基準法第 4 条に基づき禁止されている。本条に違反する事業場については指導の対象となる。本条の違反事業場数は、2019 年：1 件、2018 年：4 件、2017 年：5 件。

45 第 5 次基本計画においては、職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関す

るハラスメント及び育児休業等に関するハラスメントの根絶等、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保は、働きたい人が性別に関わりなく活躍できる社会の実現に不可欠の前提であることを定めている。

男女雇用機会均等法及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）は、事業主に対して、次のことを規定している。

- （１）職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント及び育児休業等に関するハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じることの義務付け。
- （２）婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いや、育児休業等を理由とする不利益取扱いの禁止。

法違反があった場合には、都道府県労働局において、助言、指導及び勧告を行い、勧告に従わない場合は企業名の公表を行う。また、法に基づく紛争解決援助及び調停の活用により、円滑な紛争解決を図っている。

- 46 都道府県労働局は、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法に基づき、職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント、または、育児休業等に関するハラスメントの防止のための雇用管理上の措置義務に違反があった場合や、婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い、または、育児休業等に関する不利益取扱いの禁止に違反があった場合、事業主に対して助言及び指導等を行っている。

職場におけるセクシュアルハラスメントに関する是正指導の件数は、2019 年度：4,671 件、2018 年度：4,953 件、2017 年度：4,458 件。

職場における婚姻、妊娠・出産等に関するハラスメントに関する是正指導の件数は、2019 年度：5,662 件、2018 年度：6,008 件、2017 年度：5,764 件。

職場における育児休業等に関するハラスメントに関する是正指導の件数は、2019 年度：5,236 件、2018 年度：5,097 件、2017 年度：5,741 件。

職場における婚姻、妊娠・出産を理由とする不利益取扱いに関する是正指導の件数は、2019 年度：40 件、2018 年度：39 件、2017 年度：35 件。

職場における育児休業等に関する不利益取扱いに関する是正指導の件数は、2019 年度：20 件、2018 年度：21 件、2017 年度：22 件。

問 19 両親休暇に関する規定の導入の確保、育児責任への男性の平等な参加の推進、十分な保育施設の提供のために、締約国により講じられた措置について情報を提供されたい。

家事労働者の権利に関する意識を啓発し、このグループの保護を提供するための具体的なプログラムが実施されているかどうか示されたい。

マイノリティ・グループに属する女性や移民の女性の雇用に関する政策の影響に関して細分化された情報を提供されたい。国際労働機関の基本条約の一つである 1958 年の差別待遇（雇用及び職業）条約（第 111 号）を批准するために締約国が講じようとしている措置の詳細を提供されたい。また、国際労働機関の 2000 年の母性保護条約（第 183 号）、2011 年の家事労働者条約（第 189 号）及び 2019 年の暴力及びハラスメント条約（第 190 号）を批准すべきかについて締約国が行った検討に関する情報を提供されたい。

（答）

47 第 5 次基本計画は、夫婦での子育てを促進するため、出生直後の休業の取得を促進する新たな枠組みを導入するとともに、本人又は配偶者の妊娠・出産の申出をした個別の労働者に対する休業制度の周知の措置や、研修・相談窓口の設置等の職場環境の整備について、事業主に義務づけること、男性の育児休業取得率の公表を促進することを検討し、2021 年の通常国会に必要な法案の提出を図ることとしている。政府は 2021 年 2 月にこれらの内容を含む法律案を国会に提出し、2021 年 6 月に成立した。これに加え、政府の職員については、2020 年度から、すべての男性職員が 1 か月以上の育児参画のための休暇・休業を取得することを目標に取組を開始している。

男性の育児休業や育児への参加を推奨する「イクメンプロジェクト」及び「さんきゅうパパプロジェクト」の実施を通じて、男性の育児休業取得に関する社会的な機運の醸成を図っている。

「待機児童解消加速化プラン」に基づき、2013 年度から 2017 年度までの 5 か年で合計約 53.5 万人分の保育の受け皿を確保した。また、「子育て安心プラン」に基づき、2018 年度から 2020 年度末までの 3 か年で 32 万人分の保育の受け皿の整備を進めた。なお、「新子育て安心プラン」は、2021 年度から 2024 年度末の 4 年で約 14 万人分の保育の受け皿を確保することとしている。

48 家事労働者は、団結権や団体交渉権が法律で保障されており、また、労災保険に加入することができる。制度については広く周知している。

49 第 5 次基本計画は、外国人女性が、言語の違い、文化・価値観の違い及び地域における孤立等の困難に加えて、女性であることにより更に複合的に困難な状況に置かれている場合がある

ことに留意し、就労支援についての多言語での情報提供及び相談体制の整備を定めている。
2020年10月末時点で、外国人労働者数は1,724,328人、そのうち男性は918,169人、女性は806,159人である。

50 日本国政府は、個々のILO条約について、条約を批准することの意義等を十分に検討し、批准することが適当と考えられるものについて、国内法制との整合性をきめ細かく確保した上で批准してきた。具体的には、労使が参加するILO懇談会等において条約を批准するにあたっての課題についての議論などを行っている。

第5次基本計画でも、委員会からの事前質問票で指摘があったそれらの条約について、締結する際に課題となり得る課題を整理するなど具体的な検討を行い、批准を追求するための継続的かつ持続的な努力を払うことを定めたところ、引き続き、そのような努力を行ってまいりたい。

健康

問 20 委員会に寄せられた情報によると、締約国の刑法は、中絶を犯罪化しており、一方、母体保護法の下では、人工中絶の際に配偶者の同意を必要としている。前回の委員会の勧告（パラ 39 (a) 及び (b)）に沿ってこれらの規定を改正するために締約国が講じようとしている措置について情報を提供されたい。

女性の安全な中絶へのアクセスと利用可能性を増加させるために講じられた措置について報告されたい。

安全な中絶方法に関する科学的に正しい情報を、中絶を必要とする女性に提供するための締約国の取組を示されたい。委員会の前回の勧告（パラ 39）に沿って、女性及び女児の自殺を防止することを目指した、目標と指標を含む包括的な計画の採用のために、締約国によって行われた取組に関する情報を提供されたい。

自殺問題に対処するために導入されたその他の措置とそれによって生じた結果に関し、データと統計とともに詳述されたい。

（答）

51 母体保護法においては、人工妊娠中絶には原則として配偶者の同意を必要としているが、以下の場合には本人の同意だけで人工妊娠中絶が可能である。

（１）配偶者が知れないときやその意思を表示することができないとき。

（２）妊娠後に配偶者がなくなったとき。

「配偶者が知れないとき」には事実上所在不明の場合も含まれ、また、「その意思を表示することができないとき」には事実上その意思を表示することができない場合も含まれる。

母体保護法は、「暴行若しくは脅迫によって又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したもの」のみならず、「妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」の要件を満たした場合には、適法に人工妊娠中絶を行うことができる。この場合には刑法の堕胎罪は成立しない。また、強姦性交の加害者の同意を求める趣旨ではないことや、妊婦が配偶者暴力被害を受けているなど、婚姻関係が実質破綻しており、人工妊娠中絶について配偶者の同意を得ることが困難な場合は、本人の同意だけで足りる場合に該当することについて、解釈を明確化し、関係機関に周知を行っている。

52 母体保護法は、人工妊娠中絶を実施することができる医師を、「都道府県の医師会が指定する医師」としている。医師会は、申請に対する審査及び２年ごとの資格審査による更新を行っている。

第５次基本計画は、以下のことを定めている。

（１）性犯罪・性暴力やＤＶが背景にある場合に関係機関の連携が重要であること。

(2) 性や妊娠に関し、助産師などの相談支援体制を強化すること。

53 第5次基本計画は、予期せぬ妊娠に関する悩みに対し、女性健康支援センターにおいて専門相談員を配置する等、相談体制を強化し、市町村及び医療機関への同行支援や、学校及び地域の関係機関と連携することを定めている。妊娠・出産、その後の子育て、または、人工妊娠中絶の悩みを抱える者に対して、訪問指導等の母子保健事業を活用した相談支援のほか、女性健康支援センター及び児童相談所での相談援助を行っている。

54 自殺対策基本法に基づき、「自殺総合対策大綱」を定め、包括的な取組を進めている。社会全体の自殺リスクを低下させるため、自殺を考えている者に対する電話相談やSNS相談等の相談体制を拡充している。また、様々な困難を抱えた若年女性を支援するため、2018年度に「若年被害女性等支援モデル事業」を創設し、公的機関及び民間団体が密接に連携して、夜間の見回り・声掛けなどアウトリーチ支援や居場所の確保、相談対応及び自立支援を実施している。データについては別添資料10のとおり。

問 21 放射性物質による汚染の影響を受けた女性の健康状態に関し、詳述されたい。福島第一原発事故によって起こった健康被害を示されたい。また、妊婦を含む、福島県で被ばくした女児及び女性に治療を提供するシステムが確立されたか否かにつき報告されたい。

委員会に寄せられた情報によると、たばこ使用の影響は、女性及び女児の健康にとって有害であり、締約国の女性の 4.88% を死に至らしめており、妊婦を含む多くの女性及び女児が受動喫煙の影響を受けているという。屋内の公共の場所や職場における喫煙を禁止し、たばこ製品を魅力的に包装しないようにすることを求める「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」上の締約国の義務との間の法的ギャップに対処するための締約国の取組を示されたい。

(答)

55 福島県が行った調査は、以下のことを示している。

(1) 調査方法が異なり単純な比較はできないものの、県内での早産率、低出生体重児出生率及び先天奇形・先天異常の発生率は全国的な平均と大きく変わらない。

(2) これまでに発見された甲状腺がんについて、現時点では放射線の影響とは考えにくい。

甲状腺検査の結果、引き続き医療が必要になった者に対して、治療にかかる経済的負担を支援する「甲状腺検査サポート事業」を行っている。

56 受動喫煙対策を強化し、国民の健康増進を一層図るために、2020 年に改正健康増進法を施行した。同法律では、(1)「望まない受動喫煙」をなくす、(2) 受動喫煙による健康影響が大きい子ども及び患者等に特に配慮する、(3) 施設の類型及び場所ごとに対策を実施するという考え方を基本として、施設の類型及び場所ごとに、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、標識提示の義務付けを行うことを定めている。2019 年にたばこ事業法施行規則を改正することで、たばこの包装に係る注意文言表示の内容を最新の科学的知見に即したものとし、望まない受動喫煙の防止など「他者への影響」について表示を充実させている。

経済的及び社会的給付

問 22 最低限の生活水準の保障のため、寡婦、障害のある女性及び高齢の女性に特に焦点を当てた年金制度改革、貧困が女性及び女兒へもたらす不均衡な影響を最小化することを意図した前回の委員会の勧告（パラ 41）に関して、締約国により行われた取組とその成果について報告されたい。

災害弔慰金の支給等に関する法律にジェンダーの要素が取り入れられていることに関する情報を、また、女性の起業を促進する締約国の取組について提供されたい。

（答）

57 第 5 次基本計画は、次のことを定めている。

- （１）貧困等生活上の困難に陥ることなく、健康で文化的な生活を送るために十分な賃金を確保できるようにするため、男女共同参画の視点から就業・生活面の環境整備を行う。
- （２）ひとり親家庭に対しきめ細かな自立支援を行う。
- （３）高齢、疾病、または障害などの理由で働くことができない女性が貧困に陥ることがないように、個人の様々な生き方に沿った支援を行う。
- （４）高齢期の女性の貧困について、低年金・無年金者問題に対応する。

年金制度においては、女性の割合が高い短時間労働者について、基礎年金に加えて 2 階の報酬比例部分の年金を手厚くし、被用者にふさわしい保障を実現する観点から、被用者保険の適用拡大を進めてきた。また、2020 年 5 月に成立した年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（年金制度改革法）においては、現行の 500 人超規模から、2022 年 10 月に 100 人超規模、2024 年 10 月に 50 人超規模の企業まで適用範囲を拡大することとしている。さらに、生活保護制度において、困窮の程度に応じて生活費や住居費の支援等の必要な保護を実施している。

58 災害弔慰金は、災害により死亡した者の遺族に対して支給するものであり、性別で区別することをしていない。災害援護資金は、自然災害により、住居や家財に相当程度の被害を受けた世帯の世帯主に対して貸付けをするものであり、性別の区別なく、貸付けを行っている。

第 5 次基本計画は、各種制度において給付及び負担が世帯単位から個人単位になるよう、マイナンバー制度も活用しつつ、見直しの検討を進めることを定めている。

女性の起業を後押しするため、地域の金融機関や産業・創業支援機関、女性に対するキャリア相談を行う民間事業者及び NPO による「女性起業家等支援ネットワーク」で蓄積された支援ノウハウを全国に普及すべく、各省関係者、自治体及び女性起業家支援機関をメンバーとした関係者連絡会議を実施している。支援者の育成のための研修も実施している。起業意欲のある女性を対象に日本政策公庫の融資により支援している。女性の起業支援に取り組む地方公共

団体の取組を地域女性活躍推進交付金により支援している。

農山漁村の女性や不利な状況にあるグループの女性

問 23 締約国の農山漁村の女性の状況、特に土地の所有権やアクセスに関し、状況を改善するために講じた措置に関する情報を提供されたい。意思決定過程や政策策定への女性の参画を確保するために講じられた措置を詳述されたい。

委員会の前回の勧告（パラ 43）に関して、家族経営において女性の仕事が認識されることを確保することが意図された所得税法の見直しに関する現状を報告されたい。

アイヌや部落、在日韓国・朝鮮の女性、障害のある女性、レズビアン、バイセクシュアルやトランスジェンダーの女性、移民の女性、高齢の女性や寡婦を含む、先住民族や少数民族、その他のマイノリティ・グループの女性が、教育、雇用、健康及び政治的・公的活動といった分野への参画において直面する、交差的な形態の差別に対処するために講じられた措置に関する詳細な情報を提供されたい。また、これらの人々の司法へのアクセスや、シェルターや社会的サービス及び法的・心理学的カウンセリングといったその他のサービスへのアクセスのために講じられた具体的な措置を示されたい。

（答）

59 第5次基本計画や2020年3月に閣議決定した「食料・農業・農村基本計画」は、次のことを定めている。

- （1）女性の経営への参画の推進。
- （2）地域をリードする女性農林水産業者の育成。
- （3）農山漁村に関する方針策定への女性の参画の推進。
- （4）女性が働きやすい環境の整備。
- （5）育児・介護の負担の軽減。
- （6）固定的な性別役割分担意識の変革に向けた取組。

土地の所有権を含めた女性農業者の状況を改善するため、家族従事者の間で役割分担及び就業条件を取り決める家族経営協定の締結を推進している。意思決定過程への女性参画を拡大するため、農業委員会等に関する法律（農業委員会法）、農業協同組合法、水産業協同組合法及び森林組合法を改正し、農業委員や組合の理事について年齢や性別に著しい偏りが生じないよう配慮しなければならないことを規定した。これに加え、農業委員会や農業協同組合について、女性の登用実績を毎年調査し、公表することにした。また、土地改良区について女性の登用を促すことにした。

60 所得税法の規定は、性別を問わず適用されるものであり、前回勧告にある「女性の経済的自立を妨げる影響がある」との指摘は当たらないと考える。

61 マイノリティ・グループの女性が直面する交差的な形態の差別への対処については、パラ
6、9、16、18、38、39、40 のとおり。

62 日本司法支援センター（法テラス）では、利用者からの問合せに応じて、マイノリティの女
性に対する偏見・差別を含む法的問題の解決に役立つ法制度及び相談窓口に関する情報を無料
で提供している。

気候変動、災害リスクの削減及び管理

問 24 気候変動が女性に不均衡な影響を与える中で、また、気候変動を背景とする、ジェンダーに関する観点からの災害リスクの削減に関する一般勧告第 37 号に沿って、女性の権利保護と促進をどのように具体的に確保しようとしているかを含む、締約国の気候緩和及びエネルギー政策について詳述されたい。

報告期間における中央防災会議のメンバーの中に占める女性の割合を明らかにし、データを提供されたい。

また、前回の委員会勧告（パラ 45）に関して、地方自治体の防災会議のメンバーの中の女性の割合を報告し、データを提供されたい。締約国の気候変動適応と災害リスク削減のための枠組みにおいて、ジェンダーの視点を取り入れた規定を示されたい。

（答）

63 第 5 次基本計画は、次のことを定めている。

- （１）国の災害対応において男女共同参画の視点を取り入れた取組を進める。
- （２）意思決定の場や災害対応の現場への女性の参画、男女別データの作成・活用、災害から受ける影響やニーズの違いに配慮した取組及び避難生活における安全・安心の確保など、地方公共団体の男女共同参画の視点からの取組を推進する。
- （３）気候変動問題等の環境問題への対応において、国際的な潮流を踏まえ、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、具体的な取組に男女共同参画の視点が反映されるよう積極的に取り組む。

2019 年に閣議決定した「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」は、SDGs 全体の達成に向けて、気候変動以外の SDGs の要素とも整合的に気候変動対策を進めていく必要があることを定めている。

64 中央防災会議のメンバーの中に占める女性の割合は次のとおりである。

	中央防災会議
2015 年	18.5%
2016 年	13.8%
2017 年	13.8%
2018 年	10.3%
2019 年	6.9%
2020 年	13.8%
2021 年	16.1%

- 65 地方自治体の防災会議のメンバーの中の女性の割合は次のとおりである。2021 年度内をめぐり、地方公共団体の取組状況のフォローアップを行い、公表するとともに、今後、毎年継続的なフォローアップを行う。

	都道府県防災会議	市町村防災会議
2015 年	13.2%	7.7%
2016 年	14.0%	8.0%
2017 年	14.9%	8.1%
2018 年	15.7%	8.4%
2019 年	16.0%	8.7%
2020 年	16.1%	8.8%

- 66 気候変動適応と災害リスク削減に関連する第 5 次基本計画の規定はパラ 63 のとおり。中央防災会議が決定している「防災基本計画」もジェンダーの視点を取り入れた様々な規定を設けている（詳細は別添資料 11 のとおり。）。2020 年 5 月に、地方公共団体に対し、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の活用を依頼し、第 5 次基本計画でその活用徹底を定めている。

婚姻及び家族関係

問 25 委員会の前回の勧告（第 49 パラ (a) 及び (b)）に沿って、離婚する女性の配偶者の財政状況にかかる情報へのアクセスを確保することを含む、明確な離婚手続による夫婦財産の分与を規律するために締約国により講じられた措置を示されたい。両親が離婚した子供の福祉を保障するために締約国が講じた措置を説明されたい。報告によれば、「非嫡出子」という用語が、婚外子を指すため法的文脈で依然使用されている。かかる用語の廃止と非婚の母から生まれた子供への社会的差別を廃絶するための措置につき、報告されたい。

（答）

67 民法は、離婚に伴う財産分与について規律し、財産分与の方法について何らの制限をしていない。また、当事者間に財産分与の協議が調わない場合の家庭裁判所での手続きを明確に定めている。

2020 年 4 月から施行した改正民事執行法は、判決等の債務名義を有する債権者が債務者以外の第三者から債務者の財産に関する情報を取得する手続きを新設し、財産開示の強化も行った。この改正により、離婚を考えている女性は、配偶者が養育費を支払わない場合には、裁判所を通じて、銀行、登記所、市町村から債務者の預貯金、不動産及び勤務先の情報を取得することが可能となった。

第 5 次基本計画では、養育費の支払い確保に向けた調査・検討、養育費制度を見直すための法改正の検討及び安全・安心な面会交流のための具体策の検討が掲げられ、必要な検討が行われている。

我が国の民法においては、妻が婚姻中に懐胎した子は夫の子である可能性が高く、婚姻を基礎として当然に嫡出子と推定することが子の利益の保護に資すること、他方で、そのような婚姻という推定の基礎がない嫡出でない子については、任意又は訴えによる認知によって父子関係を生じさせることが子の利益に合致することを踏まえ、父子関係の定め方等について嫡出子と嫡出でない子とで異なる規律を定めている。「嫡出でない子」という用語は、あくまで法律上の婚姻関係にない男女の間に出生した子を意味するもので、差別的な意味合いはない。2013 年に施行された改正民法は、嫡出子と嫡出でない子の相続分を同等と定めている。